令和7年度事業所からの相談・質問事項について

令和７年度において、市内サービス事業所から様々な相談・質問を受けつけました。受付した内容と回答を下記のとおりまとめましたので、今後の業務の参考にしていただければと思います。

今後も業務において不明な部分があればご連絡をお願いします。

福祉用具貸与	・住所地での生活が困難であり、住所地以外（実家、子自宅等）で生活している利用者に対して、福祉用具の貸与は可能か。 →基本的な取扱いは「利用者の居宅」となっているが、現に居住している場所が生活面、環境面を考慮した場合、適当と判断されれば算定可能です。適当と判断した根拠として書面に残してください。
通所介護	・事業所から利用者宅まで距離があるため、送迎の時間が午前８時と早く、利用者も「朝が早くてきつい」との話があった。利用者宅の近くに他のサービスもないので、日帰りショートステイとして算定することは可能か。泊りはしたくないと本人、家族は言われている。 →　算定不可。日帰りショートステイは緊急で例外的に認められている。今後もデイサービスを利用する予定であれば、緊急ではなく本人都合となります 送迎時間の都合がつけば、時短の通所介護の利用を勧めてもいいのでは。と提案しました。
給付管理	・令和７年３月下旬に鹿児島市へ転出（住所地特例者）した利用者の給付管理票は、転出元と転出先のそれぞれの居宅介護支援事業所で提出するのか。 →　鹿児島県国保連合会に照会。 　住所地特例者は保険者がかわらないため、転出し住所変更されているが、月末担当の居宅介護支援事業所が月初めの分もまとめて給付管理票を作成することになります。
身体介護	・公営住宅３階に居住する被保険者が、ショートステイを利用したいがショートステイ事業者が利用者自宅玄関前までの介助が出来ないため、送迎が出来ないとしてショートステイ利用を断られた。ショートステイを利用するために介護タクシーを利用したいが算定は可能か。また、自宅玄関から送迎車に乗車するまでの身体介護が可能か。 →　算定可能です。家族による送迎も一般的であることから、送迎を切り離して別で対応するケースはあり得ます。ただし、家族での対応が出来ないことやショートステイの利用に際し、介護タクシーで送迎が必要であると判断した根拠づけは必要です。ケアプランに組み込む必要あります。また、ショートステイの送迎加算はなしになります。
デイサービスでの夕食提供	・現在有料老人ホームで提供している夕食をデイサービス利用中に行いたい。理由としては、17時までの提供時間内にサービス提供が出来れば、職員の見守りも手厚くできるため。なお、現在は 17 時過ぎから夕食を提供しているため、時間帯としては大きく変更はない。また、そうなった場合に気を付ける部分があるか。 →　提供可能です。地域密着型通所介護は「日常生活上の世話（入浴・排泄・食事等）」を提供するサービスとされているため、食事について特に朝食や夕食などと限定されていないため、サービス提供時間内に夕食を出すこと自体は法令上問題ないと考えます。 　留意点として、デイサービスと有料老人ホームはあくまでも別サービスのため、食事提供の場

	所は、デイサービス内に限られます。また、重要事項説明書等や通所計画書にも記載が必要です。 デイサービスでの食事提供は、非課税になるため、利用料の徴収時には注意が必要です。
特定事業所加算	・特定事業所加算（Ⅰ）の要件の一つに、「要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合が 40%以上であること」というのがある。令和７年 12 月の請求に関して、国保連へ請求を行った後に上記の割合が「39%」であることが判明した。どのような対応をしたらよいか。 →　12 月の実績において要件を満たせない場合、12 月から算定はできないため、速やかに加算（Ⅱ）への変更届を行う必要があります。
モニタリング	・月に１度のモニタリングについて、短期入所生活介護を長期利用しており、年末年始の１日のみ自宅へ帰る場合で、事業所が休日であっても必ず自宅でのモニタリングを行わなければならないか。 →　月に１回、利用者の居宅における生活状況を確認するためのモニタリングは自宅訪問が原則ですが、在宅生活が困難な状況であるため施設入所を見越してショートステイを長期利用しているようなケースでは、自宅ではなく、ショートステイ先でのモニタリング実施はやむを得ないものと判断します。この場合、事前に保険者（市）へ相談してください。
機能訓練指導員	・通所介護事業において、運営基準の中では、「利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行って構わない」となっているので、機能訓練指導員は必ずしも配置しなくてもよいか。 →　運営基準上は、事業所ごとに置くべき従業者として、「機能訓練指導員　一以上」と規定されているため、機能訓練指導員は必ず１人以上を配置しなければなりません。 　ただし、配置時間に関する規定はないことから、機能訓練を行う上で必要な時間に配置されていれば、サービス提供時間帯を通じて配置する必要はありません。
運営推進会議	・通所介護事業において、運営基準の中では、運営推進会議の効率化や事業者間のネットワーク形成の促進等の観点から、複数の事業所の合同開催について、①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。②同一の日常生活圏域に所在する事業所であること。となっている。同法人が運営する同敷地内の事業所をまとめて、運営推進会議を合同で実施して差し支えないと解釈するが、「合同」とは、開催時間も参加者も変更せずに実施できるということか。 →　同じ場所・時間に複数の事業所の参加者が集合して、一つの会議を行うことについては問題ありません。合同開催する場合は、利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護することに注意してください。（時間帯をずらして事業所ごとに別々に会議を開催するのであれば、会議の内容はそれぞれ変えられるため、個人情報の保護に配慮する必要はなくなります） また、合同で開催する場合でも、各事業所の活動報告等を個別に行い、それに対する評価を得て、議事録に記載してください。